

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者による水稻栽培を中心に農地の集積を図り、農業経営におけるコスト削減を実現し、地区内での安定した運営を目指す。
- ・新規就農者により水稻調整面積を麦・そばを中心とした基幹作物と露地野菜を含めた園芸作物により土地の有効活用を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大西出集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・これからの農業は、地域内だけでは対応できない状態になってきている。
- ・地域全体のことは、話し合いの末、皆で協力し合う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

友江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・優良農地の確保及び遊休農地の解消のため大野市総合農場・松田信也と連携し、地域全体で取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大矢戸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・安心安全な米を作り他との差別化、競争に勝てる米で特別栽培米で消費者に直販を試みる。
- ・協同菜園を実施。保全管理地の有効活用、例えば遊び心のビオトープ、果樹栽培、養魚、等施行。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

土布子集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

・ 中心経営体に集積していく

・ 真名川、九頭竜川両方に挟まれ獣の害有。電気柵等を設置し被害を防ぐ

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4 経営体

個人 6 経営体（うち認定農業者：4 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 今後も農業を続けられずに農地を預ける可能性が出てくるため、集落内の新規就農者：橋本恒夫氏と、羽生孝友氏を地域の中心となる農家に位置づけ、今後も地域農業を維持していく。
- ・ 現在、一部の農家はすでに、集落外の認定農業者や生産組織に農地を預けている。
- ・ 農家も地域の中心となる農家に位置づけ、効率よい農業経営をめざし、耕作放棄地の発生防止や後継者不足に備える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

稲郷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内の兼業農家について、集落営農組織への面的集積を促進するとともに、営農組織での低コスト化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・当地区は、農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にあります。
- ・米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

榎集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在貸付者は、現状維持を希望している。
- ・耕作者は経営転換・リタイアを希望する方向なので、榎区以外の借受希望者に大半の農地を貸し付けることになると思われる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森目集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・当分の間、2 人（松田薫、佐々木隆雄）に農地を集積して、農業をやむなく継続できなくて耕作放棄地となることを防ぐ。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中津川集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3 経営体

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中津川区に集積農家は無く、当面は区内の農地は複数の区外の委託農家と区内の自作農家によって営農されることになるが将来的には、面的農地集積を進めていく。（集積農家への委託を勧める。）
- ・集約農家に所有農地を委託した農家においては、残した農地で家庭菜園を営むことにより、区民相互の生きがいと健康増進を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

横枕集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 5 経営体（うち認定農業者：3 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・白ネギ栽培の特産化を図る。
- ・横枕地区内に入り耕作している認定農業者に対して、農地を集積する。
- ・後に集落で生産組合を立ち上げる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木落集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域の中心となる農家と地区民がともに連携して、地区内の農地を維持していく。
- ・イノシシ、ハクビシン等鳥獣害対策に地域で取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八町集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 7 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・耕作放棄地を作らないことが大切であり、その気概で対処したい。
- ・地域の中心となる経営体に農地を集積する。
- ・稲作にこだわらず、多様な作物の出荷を目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 27 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

堂本集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 4 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・人・農地プランに基づき、集落内中心農家への農地の集約を図り、中心農家の経営規模拡大を進め、将来的には、中心農家を主体とした生産組織への移行を目指す。